



## 新型コロナウイルス感染拡大防止による 学級閉鎖等の対応要件を変更します

### ●対応の変更

#### (従 来)

- ①児童生徒が陽性となった場合
- ②児童生徒が濃厚接触者となった場合  
※①②の基本的な対応を学級閉鎖とする  
(状況によっては、学年閉鎖もしくは休校措置となる場合もある)

#### (変更後)

- ①児童生徒が陽性者となった場合
- ②児童生徒が濃厚接触者となり発熱や風邪等の症状がある場合  
※①②の基本的な対応を学級閉鎖とする  
(状況によっては、学年閉鎖もしくは休校措置となる場合もある)

※今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じる場合があります。

### ●対応要件変更の根拠

- ①これまで、市内小中学校内において児童生徒間での感染事例が確認されていないため。
- ②児童生徒及び保護者への影響を少なくするため。
- ③学校教育活動への影響を縮小するため。

### ●適用開始日

令和3年7月5日(月)から

#### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階  
松戸市学校教育課 学務課 ☎047-366-7457  
FAX047-368-6616 ✉mcgakumu@city.matsudo.chiba.jp